

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

鳥取県条例第三十四号

恩給の年額の昭和四十七年改定に関する条例

(昭和三十五年三月三十一日以前に給与事由の生じた恩給の年額の改定)

第一条 昭和三十五年三月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した県吏員等又はこれらの者の遺族に給する退職年金又は遺族年金については、昭和四十七年十月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつてゐる給料年額にそれぞれ対応する別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例(昭和四十七年十月鳥取県条例第三十六号)による改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(以下「改正後の年金条例」という。)の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(昭和三十五年四月一日以後に給与事由の生じた恩給の年額の改定)

第二条 昭和三十五年四月一日以後に退職(在職中死亡の場合の死亡を含む。以下この条において同じ。)した県吏員等又はこれらの者の遺族に給する退職年金又は遺族年金(次項に規定する退職年金又は遺族年金を除く。)については、昭和四十七年十月分以降、その年額を、昭和三十一年三月三十一日において施行されていた給与に関する条例及び規則(以下「旧給与条例等」という。)が当該県吏員等の退職の日まで施行されていたとしたならば、これらの者又はこれらの者の遺族が旧給与条例等の規定により受けるべきであつた退職年金又は遺族年金について恩給の年額の昭和四十年改定に関する条例(昭和四十年十月鳥取県条例第三十二号)第一条、恩給の年額の昭和四十二年改定に関する条例(昭和

◇条 例

目 次

- 恩給の年額の昭和四十七年改定に関する条例
- 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例
- 世帯更正資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県管境港魚市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 風俗営業等取締法施行条例の一部を改正する条例

条 例

恩給の年額の昭和四十七年改定に関する条例をここに公布する。

昭和四十七年十月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

四十二年十月鳥取県条例第二十七号) 第一条第一項第一号、恩給の年額の昭和四十三年改定に関する条例(昭和四十三年十月鳥取県条例第三十三号) 第一条第一項、恩給の年額の昭和四十四年改定に関する条例(昭和四十五年三月鳥取県条例第四号) 第一条、恩給の年額の昭和四十五年改定に関する条例(昭和四十五年十月鳥取県条例第五十号) 第一条及び恩給の年額の昭和四十六年改定に関する条例(昭和四十六年十月鳥取県条例第三十六号。以下この条において「条例第三十六号」という。) 第一条の規定を適用したとした場合に昭和四十七年九月三十日において受けることとなる恩給の年額の計算の基礎となるべき給料年額にそれぞれ対応する別表の仮定給料年額を退職当時の給料年額とみなし、改正後の年金条例の規定によつて算出して得た年額に改定する。ただし、昭和四十五年三月三十一日以前に退職した者に係る当該改定年額が、これらの者の退職当時の給料年額に次の表の上欄に掲げる退職の時期の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。)を退職当時の給料年額とみなし、改正後の年金条例の規定によつて算出して得た年額より少ないときは、当該年額をもつてその改定年額とする。

昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日まで	二・〇三七
昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日まで	一・八九七
昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日まで	一・七五六

昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日まで	一・六四〇
昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日まで	一・五二八
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで	一・四二七
昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで	一・三五〇
昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで	一・二七一
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日まで	一・一九三
昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日まで	一・一〇一

2 前条の規定は、昭和三十五年四月一日以後に退職した県吏員等又はこれらの者の遺族に給する退職年金又は遺族年金で、条例第三十六号第二条の規定によりその年額を改定されたものの年額の改定について準用する。この場合において、前条中「改定する」とあるのは、「改定する。前項ただし書の規定は、この場合について準用する」と読み替えるものとする。

(職権改定)

第三条 この条例の規定による恩給年額の改定は、前条第一項の規定によるものを除き、知事が受給者の請求を待たずに行なう。

附則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十七年十月一日から適用する。

別表

恩給年額の計算の基礎となつてゐる給料年額	仮定給料年額
一七九、七〇〇	一九七、八〇〇
一八四、七〇〇	二〇三、四〇〇
一八九、〇〇〇	二〇八、一〇〇
一九五、一〇〇	二二四、八〇〇
一九八、八〇〇	二二八、九〇〇
二〇五、七〇〇	二三六、五〇〇
二一五、七〇〇	二三七、五〇〇
二二六、二〇〇	二四九、〇〇〇
二三六、四〇〇	二六〇、三〇〇
二四七、〇〇〇	二七一、九〇〇
二五七、三〇〇	二八三、三〇〇
二六七、九〇〇	二九五、〇〇〇
二七四、六〇〇	三〇二、三〇〇
二八一、二〇〇	三〇九、六〇〇
二八八、九〇〇	三一八、一〇〇
二九九、八〇〇	三三〇、一〇〇
三〇九、二〇〇	三四〇、四〇〇
三一八、〇〇〇	三五〇、一〇〇
三二八、六〇〇	三六一、八〇〇
三三九、四〇〇	三七三、七〇〇
三五一、一〇〇	三八六、六〇〇
三六二、九〇〇	三九九、六〇〇

三七七、七〇〇
 三八六、九〇〇
 三九九、〇〇〇
 四一〇、六〇〇
 四三四、一〇〇
 四四〇、二〇〇
 四五八、一〇〇
 四八一、九〇〇
 五〇八、三〇〇
 五二一、六〇〇
 五三四、四〇〇
 五五二、八〇〇
 五六三、五〇〇
 五九四、八〇〇
 六一〇、三〇〇
 六二六、四〇〇
 六五七、七〇〇
 六八九、二〇〇
 六九七、四〇〇
 七二三、四〇〇
 七六〇、三〇〇
 七九七、〇〇〇
 八一九、五〇〇
 八四一、六〇〇

四一五、八〇〇
 四二六、〇〇〇
 四三九、三〇〇
 四五二、一〇〇
 四七七、九〇〇
 四八四、七〇〇
 五〇四、四〇〇
 五三〇、六〇〇
 五五九、六〇〇
 五七四、三〇〇
 五八八、四〇〇
 六〇八、六〇〇
 六二〇、四〇〇
 六五四、九〇〇
 六七一、九〇〇
 六八九、七〇〇
 七二四、一〇〇
 七五八、八〇〇
 七六七、八〇〇
 七九六、五〇〇
 八三七、一〇〇
 八七七、五〇〇
 九〇二、三〇〇
 九二六、六〇〇

八八六、三〇〇	九七五、八〇〇
九三一、〇〇〇	一、〇二五、〇〇〇
九三九、九〇〇	一、〇三四、八〇〇
九七五、五〇〇	一、〇七四、〇〇〇
一、〇二〇、三〇〇	一、一二三、四〇〇
一、〇六五、一〇〇	一、一七二、七〇〇
一、一〇九、五〇〇	一、二二二、六〇〇
一、一三七、五〇〇	一、二五二、四〇〇
一、一六七、五〇〇	一、二八五、四〇〇
一、二二五、一〇〇	一、三四八、八〇〇
一、二八三、三〇〇	一、四一二、九〇〇
一、三一二、六〇〇	一、四四五、二〇〇
一、三四一、〇〇〇	一、四七六、四〇〇
一、三九八、八〇〇	一、五四〇、一〇〇
一、四二五、二〇〇	一、五六九、一〇〇
一、四五六、六〇〇	一、六〇三、七〇〇
一、五一四、三〇〇	一、六六七、二〇〇
一、五七七、三〇〇	一、七三六、六〇〇
一、六〇九、七〇〇	一、七七二、三〇〇
一、六四〇、四〇〇	一、八〇六、一〇〇
一、六七二、六〇〇	一、八四一、五〇〇
一、七〇三、六〇〇	一、八七五、七〇〇
一、七六六、五〇〇	一、九四四、九〇〇
一、八二九、四〇〇	二、〇一四、二〇〇
一、八六〇、五〇〇	二、〇四八、四〇〇

一、八九二、四〇〇
二、〇八三、五〇〇

恩給年額の計算の基礎となつてゐる給料年額が一七九、七〇〇円未満の場合又は一、八九二、四〇〇円をこえる場合においては、その年額に百分の百十・一を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十七年十月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十五号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第五項を次のように改める。

5 前項の手当の額は、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を総額として、漁ろうに従事した職員の職務に応じて人事委員会規則で定めるところにより算出した額とする。

一 遠洋漁業実習のための実習船 一 航海中における漁獲物の販売額か

ら販売に要した経費を差し引いた額の百分の二十に相当する額と千七百円に漁ろうに従事した職員の数に漁ろうに従事した回数乗じて得た数を乗じて得た額との合計額

二 前号に掲げる実習船以外の船舶 一 航海中における漁獲物の販売額から販売に要した経費を差し引いた額の百分の二十に相当する額

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十七年四月一日から適用する。

(手当の内払)

2 改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて昭和四十七年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた特殊勤務手当は、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十七年十月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十六号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部改正)

第一条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条ノ第二項中「二十九万円」を「三十二万円」に、「百四十五万円」を「百六十万円」に、「百七十四万円」を「百九十二万円」に改める。

(恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例の一部改正)

第二条 恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例(昭和四十一年十月鳥取県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「昭和四十四年十月分」を「昭和四十七年十月分」に、「九万六千円」を「十一万四四百円」に、「四万八千円」を「五万五千二百円」に改め、同条第二項中「七十歳」を「六十五歳」に改め、「昭和四十五年十月分以降の」を削り、「九万六千円」を「十一万四四百円」に、「十二万円」を「十三万四千四百円」に、「四万八千円」を「五万五千二百円」に、「六万円」を「六万七千二百円」に改め、同条第四項中「昭和四十四年九月三十日」を「昭和四十七年九月三十日」に改め、「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第五項を削る。

附 則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十七年十月一日から適用する。

(多額所得による退職年金の停止についての経過措置)

第二条 改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例第二十三条ノ二の規定は、昭和四十七年九月三十日以前に給与事由の生じた退職年金についても適用する。

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十七年十月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十七号

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例(昭和三十年十二月鳥取県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表の二中「七種類」を「八種類」に改める。

別表の二の3を次のように改める。

3 生活資金

低所得世帯又は身体障害者世帯に対し、技能習得費若しくは身体障害者技能習得費の貸付けを受けている期間中又は療養資金の貸付けを受けて負傷若しくは疾病の療養をしている期間中の生活を維持するために必要な経費として貸し付ける資金をいう。

別表の二中7を8とし、6を7とし、5を6とし、4を削り、3の次に4及び5として次のように加える。

4 福祉資金

低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金をいう。

- (一) 結婚、出産及び葬祭に際し必要な経費
- (二) 老人又は身体障害者等が機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るための器具を購入するのに必要な経費
- (三) 住居の移転に際し必要な経費及び給排水設備、電気設備又は暖房設備を設けるのに必要な経費

5 住宅資金

低所得世帯又は身体障害者世帯に対し、住宅を増築し、改築し、拡張し、補修し、又は保全するのに必要な経費として貸し付ける資金をいう。

別表の三中「身体障害者更生資金生業費」の下に、「福祉資金」を加える。
別表の三の表を次のように改める。

貸付金の種類		貸付金額の限度	すえ置期間	償還期限	備 考
更生資金	生業費	二〇〇、〇〇〇円	最終貸付けの日から一年以内	すえ置期 経過後六年以内	生業費 貸付金額の限度 特に必要と認められる場合 四〇〇、〇〇〇円 技能習得費 貸付期間 三年以内
	支度費	三〇、〇〇〇円	最終貸付けの日から六月以内		
技能習得費	月額	三、〇〇〇円	習得期間満了後六月以内		

災害援護資金	療養資金	修学資金		住宅資金	福祉資金	生活資金	身体障害者更生資金		
		就学支度費	修学費				技能習得費	支度費	生業費
一五〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	高等学校にあつては月額三、〇〇〇円 短期大学又は高等専門学校にあつては月額七、〇〇〇円	三〇〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	月額一一、〇〇〇円	月額三、〇〇〇円	月額三〇、〇〇〇円	月額二〇〇、〇〇〇円
最終貸付けの日から一年以内	最終貸付けの日から六月以内	高等学校、短期大学又は高等専門学校卒業後六月以内		最終貸付けの日から六月以内	最終貸付けの日から六月以内	習得期間満了後又は療養資金の最終貸付けの日から六月以内	習得期間満了後一年以内	最終貸付けの日から六月以内	最終貸付けの日から一年以内
すえ置期間経過後六年以内	すえ置期間経過後五年以内	すえ置期間経過後八年以内		すえ置期間経過後六年以内	すえ置期間経過後三年以内	すえ置期間経過後五年以内	すえ置期間経過後八年以内		
	貸付限度 特に必要と認められる場合 一五〇、〇〇〇円	修学費 貸付金額の限度 特に必要と認められる場合 高等学校にあつては月額四、〇〇〇円、短期大学又は高等専門学校にあつては月額九、〇〇〇円 貸付期間 高等学校、短期大学又は高等専門学校在学期間中					生業費 貸付金額の限度 特に必要と認められる場合 四〇〇、〇〇〇円 技能習得費 貸付期間 三年以内		

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十七年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 この条例施行の日前に改正前の世帯更生資金貸付事業の補助に関する

条例第四条の規定により附された条件に基づいて貸し付けられた生活資金（出産又は葬祭に必要な経費として貸し付けられたものに限る。）及び住宅資金（住居を移転するために必要な住宅の賃借に際し必要な経費として貸し付けられたものに限る。）は、改正後の世帯更生資金貸付事

業の補助に関する条例第四条の規定により附された条件に基づいて貸し付けられた福祉資金とみなす。

鳥取県宮境港魚市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十七年十月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十八号

鳥取県宮境港魚市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県宮境港魚市場の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「境港魚市場」を「境港水産物地方卸売市場」に改める。

第二条中「境港魚市場(以下「魚市場」という。)」を「境港水産物地方卸売市場(以下「市場」という。)」に改める。

第三条、第四条及び第六条中「魚市場」を「市場」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(重要な公の施設等の指定等に関する条例の一部改正)

2 重要な公の施設等の指定等に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条

例第十号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「境港魚市場」を「境港水産物地方卸売市場」に改める。

(鳥取県宮境港水産施設事業特別会計条例の一部改正)

3 鳥取県宮境港水産施設事業特別会計条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「境港魚市場」を「境港水産物地方卸売市場」に改める。

鳥取県宮住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十七年十月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十九号

鳥取県宮住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県宮住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表の第二種県宮住宅の表中

四十六年 高草 鳥取市古海

二四 を 四十六年 高草第一 鳥取市古海

二四 に、 四十六年 庄内 西伯郡名和町大字高田 一

改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

四十六年	庄内	西伯郡名和町大字高田	一〇
四十七年	高草第二	鳥取市古海	一八
四十七年	準	八頭郡船岡町大字見槻中	八

に

風俗営業等取締法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十七年十月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十号

風俗営業等取締法施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等取締法施行条例(昭和三十四年三月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九章 補則(第三十六条)」を「第九章 補則(第三十六条)の規制(第三十六条)」に改める。

第三十六条を第三十七条とし、「第九章 補則」を「第十章 補則」に改め、第八章の次に次の一章を加える。

第九章 モーター営業の規制

(モーター営業を営むことができない地域)

第三十六条 法第四条の六第一項の条例で定める地域は、別表第三に掲げる地域とする。
別表第三の八中「町道三朝砂原線」の下に「町道恋谷線」を加え、「二級河川」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。